

令和3年7月1日

就労定着支援事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部  
障害者支援課長

就労定着支援事業の請求時における留意点について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、すでに周知のとおりですが、就労定着支援事業においては、以下のとおり改正されております。報酬告示および留意事項通知、その他関係通知等ご確認の上、適切なサービス提供および請求を行っていただきますようお願い致します。

記

1 就労定着支援サービス費の報酬算定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より以下、一部抜粋。

現行（令和3年4月1日以降）	改正前
② 就労定着支援サービス費について （一）就労定着支援サービス費の区分について 就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、 <b>就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に</b> 、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。（以下、略）	② 就労定着支援サービス費について （一）就労定着支援サービス費の区分について 就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、 <b>月1回以上の対面による支援を行った場合に</b> 、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。（以下、略）
（二）就労定着支援サービス費の報酬算定について	（二）就労定着支援サービス費の報酬算定について

<p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、<u>当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。</u>また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、<u>支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行ってれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。</u>支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発第0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。</p>	<p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による<u>利用者との対面による支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。</u></p>
--	--

## 2 請求時における留意点について

上記1を踏まえて、サービス提供を実施後、請求を行う際は請求ソフトの入力時において、必ず、支援レポートの提供日（サービス提供月内が望ましいが、困難な場合は翌月の10日までの期間内）の入力をお願いします。なお、本通知以降においては、支援レポートの提供日が未入力、提供月の翌月11日以降の日付にて入力・請求となった場合においては、原則、返戻という扱いにさせていただきますので、間違いのないよう入力してください。

(問い合わせ先) 認定支払係 052-972-2639